

登米市地域防災計画　〔 地震災害対策編 〕　新旧対照表

頁	現行（令和7年3月）	修正後	備考																																										
※防災基本計画及び宮城県地域防災計画の修正を踏まえ、登米市地域防災計画地震災害対策編における「平常時」の表記は、全て「平時」と修正します。個別に新旧対照表は作成しませんが、今回の他修正に係る部分については、修正前欄もそれぞれ修正後の表記としています。（なお、風水害等災害対策編及び原子力災害対策編も同様です。）																																													
	第1章　総則	第1章　総則																																											
	第1節　　　（略）	第1節　　　（略）																																											
	第2節　各機関の役割と業務大綱	第2節　各機関の役割と業務大綱																																											
	第1及び第2　　　（略）	第1及び第2　　　（略）																																											
総-3	第3　各機関の役割 1 及び 2　　　（略） 3　指定地方行政機関 指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう支援、協力、指導、助言 <u>する</u> 。 4　　　（略）	第3　各機関の役割 1 及び 2　　　（略） 3　指定地方行政機関 指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう支援、協力、指導、助言、 <u>応援等を行う</u> 。 4　　　（略）	▶災害対策基本法の改正																																										
総-6	第4　防災関係機関の業務大綱 1 及び 2　　　（略） 3　指定地方行政機関 <table><tr><th>機関の名称</th><th>事務又は業務の大綱</th></tr><tr><td rowspan="6">東北地方整備局</td><td><u>（1）農地・農業用施設に対する防災対策及び指導</u></td></tr><tr><td><u>（2）農地・農業用施設、共同利用施設等の災害復旧計画の策定及び災害復旧事業の指導</u></td></tr><tr><td><u>（3）災害時における食料品・営農資材・家畜飼料等の供給対策及び病虫害防除の指導</u></td></tr><tr><td><u>（4）土地改良資金・自作農維持資金・経営資金・事業資金等災害資金の確保及び指導</u></td></tr><tr><td><u>（5）土地改良機械の貸付及び指導</u></td></tr><tr><td><u>（6）災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡</u></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table> 4　　　（略）	機関の名称	事務又は業務の大綱	東北地方整備局	<u>（1）農地・農業用施設に対する防災対策及び指導</u>	<u>（2）農地・農業用施設、共同利用施設等の災害復旧計画の策定及び災害復旧事業の指導</u>	<u>（3）災害時における食料品・営農資材・家畜飼料等の供給対策及び病虫害防除の指導</u>	<u>（4）土地改良資金・自作農維持資金・経営資金・事業資金等災害資金の確保及び指導</u>	<u>（5）土地改良機械の貸付及び指導</u>	<u>（6）災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡</u>													（略）	（略）	第4　防災関係機関の業務大綱 1 及び 2　　　（略） 3　指定地方行政機関 <table><tr><th>機関の名称</th><th>事務又は業務の大綱</th></tr><tr><td rowspan="7">東北地方整備局</td><td><u>（1）国土交通省所管公共施設等に関する災害情報の収集及び災害対策の指導・協力</u></td></tr><tr><td><u>（2）直轄河川の改修、ダム等の計画、工事及び維持修繕その他の管理</u></td></tr><tr><td><u>（3）直轄道路の新設、改修、維持修繕、除雪等その他の管理</u></td></tr><tr><td><u>（4）北上川下流の洪水予報並びに水防警報の発表、伝達等の水防に関すること</u></td></tr><tr><td><u>（5）直轄河川及び直轄道路の災害応急復旧工事の実施</u></td></tr><tr><td><u>（6）直轄道路の交通確保</u></td></tr><tr><td><u>（7）直轄河川等災害復旧事業及び直轄道路災害復旧事業の実施</u></td></tr><tr><td rowspan="6"><u>東北農政局</u></td><td><u>（1）農地・農業用施設に対する防災対策及び指導</u></td></tr><tr><td><u>（2）農地・農業用施設、共同利用施設等の災害復旧計画の策定及び災害復旧事業の指導</u></td></tr><tr><td><u>（3）災害時における食料品・営農資材・家畜飼料等の供給対策及び病虫害防除の指導</u></td></tr><tr><td><u>（4）土地改良資金・自作農維持資金・経営資金・事業資金等災害資金の確保及び指導</u></td></tr><tr><td><u>（5）土地改良機械の貸付及び指導</u></td></tr><tr><td><u>（6）災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡</u></td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table> 4　　　（略）	機関の名称	事務又は業務の大綱	東北地方整備局	<u>（1）国土交通省所管公共施設等に関する災害情報の収集及び災害対策の指導・協力</u>	<u>（2）直轄河川の改修、ダム等の計画、工事及び維持修繕その他の管理</u>	<u>（3）直轄道路の新設、改修、維持修繕、除雪等その他の管理</u>	<u>（4）北上川下流の洪水予報並びに水防警報の発表、伝達等の水防に関すること</u>	<u>（5）直轄河川及び直轄道路の災害応急復旧工事の実施</u>	<u>（6）直轄道路の交通確保</u>	<u>（7）直轄河川等災害復旧事業及び直轄道路災害復旧事業の実施</u>	<u>東北農政局</u>	<u>（1）農地・農業用施設に対する防災対策及び指導</u>	<u>（2）農地・農業用施設、共同利用施設等の災害復旧計画の策定及び災害復旧事業の指導</u>	<u>（3）災害時における食料品・営農資材・家畜飼料等の供給対策及び病虫害防除の指導</u>	<u>（4）土地改良資金・自作農維持資金・経営資金・事業資金等災害資金の確保及び指導</u>	<u>（5）土地改良機械の貸付及び指導</u>	<u>（6）災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡</u>	（略）	（略）	▶記述の適正化
機関の名称	事務又は業務の大綱																																												
東北地方整備局	<u>（1）農地・農業用施設に対する防災対策及び指導</u>																																												
	<u>（2）農地・農業用施設、共同利用施設等の災害復旧計画の策定及び災害復旧事業の指導</u>																																												
	<u>（3）災害時における食料品・営農資材・家畜飼料等の供給対策及び病虫害防除の指導</u>																																												
	<u>（4）土地改良資金・自作農維持資金・経営資金・事業資金等災害資金の確保及び指導</u>																																												
	<u>（5）土地改良機械の貸付及び指導</u>																																												
	<u>（6）災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡</u>																																												
（略）	（略）																																												
機関の名称	事務又は業務の大綱																																												
東北地方整備局	<u>（1）国土交通省所管公共施設等に関する災害情報の収集及び災害対策の指導・協力</u>																																												
	<u>（2）直轄河川の改修、ダム等の計画、工事及び維持修繕その他の管理</u>																																												
	<u>（3）直轄道路の新設、改修、維持修繕、除雪等その他の管理</u>																																												
	<u>（4）北上川下流の洪水予報並びに水防警報の発表、伝達等の水防に関すること</u>																																												
	<u>（5）直轄河川及び直轄道路の災害応急復旧工事の実施</u>																																												
	<u>（6）直轄道路の交通確保</u>																																												
	<u>（7）直轄河川等災害復旧事業及び直轄道路災害復旧事業の実施</u>																																												
<u>東北農政局</u>	<u>（1）農地・農業用施設に対する防災対策及び指導</u>																																												
	<u>（2）農地・農業用施設、共同利用施設等の災害復旧計画の策定及び災害復旧事業の指導</u>																																												
	<u>（3）災害時における食料品・営農資材・家畜飼料等の供給対策及び病虫害防除の指導</u>																																												
	<u>（4）土地改良資金・自作農維持資金・経営資金・事業資金等災害資金の確保及び指導</u>																																												
	<u>（5）土地改良機械の貸付及び指導</u>																																												
	<u>（6）災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡</u>																																												
（略）	（略）																																												

登米市地域防災計画

地震災害対策編

新旧対照表

頁	現行（令和7年3月）		修正後		備考
総-7	5 指定公共機関		5 指定公共機関		▶修正、社名変更による
	機関の名称	事務又は業務の大綱	機関の名称	事務又は業務の大綱	
	東日本電信電話株式会社宮城事業部	(略)	NTT東日本株式会社宮城事業部	(略)	
	KDDI 株式会社 株式会社NTT ドコモ エヌ・ティ・ティ・コムニケーションズ株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	(略)	KDDI 株式会社 株式会社NTT ドコモ NTTドコモビジネス株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	東日本旅客鉄道株式会社仙台支社	(略)	東日本旅客鉄道株式会社東北本部	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	6 指定地方公共機関		6 指定地方公共機関		
機関の名称	事務又は業務の大綱	機関の名称	事務又は業務の大綱		
(略)	(略)	(略)	(略)		
一般社団法人宮城県歯科医師会	(1) 避難所__における歯科医療救護活動 (2) 行方不明者の身元確認	一般社団法人宮城県歯科医師会	(1) 避難所等における歯科医療救護活動 (2) 行方不明者の身元確認		
一般社団法人宮城県薬剤師会	(1) 災害時における医薬品の管理と供給	一般社団法人宮城県薬剤師会	(1) 災害時における医薬品の管理と適正な使用の担保		
(略)	(略)	(略)	(略)		
7 から 9 まで (略)		7 から 9 まで (略)			
総-10	第5 防災行動計画（タイムライン）の作成 国、地方公共団体等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め__想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。		第5 防災行動計画（タイムライン）の作成 国、地方公共団体等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。		▶防災基本計画の修正
	第3節 (略)		第3節 (略)		
	第4節 登米市を取り巻く地震環境		第4節 登米市を取り巻く地震環境		
総-15	第1及び第2 (略) 第3 宮城県内の地震等観測体制 (略) 昭和53年6月12日__宮城県沖地震発生後に、国の地震予知連絡会は、同年8月に地震の起きる可能性がほかの地域より高いと考えられる全国8地域を「特定観測地域」として選定し、本県東部は「宮城県東部・福島県東部」と指定され、国でもこの地域を震源とする地震を重視している。		第1及び第2 (略) 第3 宮城県内の地震等観測体制 (略) 昭和53年6月12日〇宮城県沖地震発生後に、国の地震予知連絡会は、同年8月に地震の起きる可能性がほかの地域より高いと考えられる全国8地域を「特定観測地域」として選定し、本県東部は「宮城県東部・福島県東部」と指定され、国でもこの地域を震源とする地震を重視している。		▶記述の適正化

▶修正、社名変更による

▶協定書の見直しによる、実情を踏まえた修正

▶防災基本計画の修正

▶記述の適正化

登米市地域防災計画

〔 地震災害対策編 〕

新旧対照表

頁	現行（令和7年3月）	修正後	備考																																																
総-19	(略)	(略)	▶時点更新																																																
	第4 登米市の地震環境	第4 登米市の地震環境																																																	
	1 (略)	1 (略)																																																	
	[宮城県に被害を及ぼした主な地震]																																																		
	<table><tr><th>西暦(和暦)</th><th>地域（名称）</th><th>M</th><th>主な被害</th><th>被害の出典</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>2011. 3. 11 (平成 23)</td><td>平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震</td><td>9</td><td>死者 <u>10,570</u>、行方不明者 1, 215、 住家全壊 83, 005、住家半壊</td><td rowspan="3">宮城県（令和 5. <u>2. 28</u> 現在）</td></tr><tr><td>2011. 4. 7 (平成 23)</td><td>宮城県沖（東北地方太平洋沖地震の余震）</td><td>7. 2</td><td>155, 130、一部破損 224, 202</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	西暦(和暦)		地域（名称）	M	主な被害	被害の出典	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2011. 3. 11 (平成 23)	平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震	9	死者 <u>10,570</u> 、行方不明者 1, 215、 住家全壊 83, 005、住家半壊	宮城県（令和 5. <u>2. 28</u> 現在）	2011. 4. 7 (平成 23)	宮城県沖（東北地方太平洋沖地震の余震）	7. 2	155, 130、一部破損 224, 202	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table><tr><th>西暦(和暦)</th><th>地域（名称）</th><th>M</th><th>主な被害</th><th>被害の出典</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>2011. 3. 11 (平成 23)</td><td>平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震</td><td>9</td><td>死者 <u>10, 571</u>、行方不明者 1, 215、 住家全壊 83, 005、住家半壊</td><td rowspan="3">宮城県（令和 5. <u>9. 30</u> 現在）</td></tr><tr><td>2011. 4. 7 (平成 23)</td><td>宮城県沖（東北地方太平洋沖地震の余震）</td><td>7. 2</td><td>155, 130、一部破損 224, 202</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	西暦(和暦)	地域（名称）	M	主な被害	被害の出典	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2011. 3. 11 (平成 23)	平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震	9	死者 <u>10, 571</u> 、行方不明者 1, 215、 住家全壊 83, 005、住家半壊	宮城県（令和 5. <u>9. 30</u> 現在）	2011. 4. 7 (平成 23)	宮城県沖（東北地方太平洋沖地震の余震）	7. 2	155, 130、一部破損 224, 202	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	西暦(和暦)	地域（名称）		M	主な被害	被害の出典																																													
	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)																																													
	2011. 3. 11 (平成 23)	平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震		9	死者 <u>10,570</u> 、行方不明者 1, 215、 住家全壊 83, 005、住家半壊	宮城県（令和 5. <u>2. 28</u> 現在）																																													
	2011. 4. 7 (平成 23)	宮城県沖（東北地方太平洋沖地震の余震）		7. 2	155, 130、一部破損 224, 202																																														
	(略)	(略)		(略)	(略)		(略)																																												
西暦(和暦)	地域（名称）	M	主な被害	被害の出典																																															
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																															
2011. 3. 11 (平成 23)	平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震	9	死者 <u>10, 571</u> 、行方不明者 1, 215、 住家全壊 83, 005、住家半壊	宮城県（令和 5. <u>9. 30</u> 現在）																																															
2011. 4. 7 (平成 23)	宮城県沖（東北地方太平洋沖地震の余震）	7. 2	155, 130、一部破損 224, 202																																																
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)																																														
(図略)		(図略)																																																	
□ 登米市における既往災害 (略)		□ 登米市における既往災害 (略)																																																	
第5 (略)		第5 (略)																																																	

	第5節 想定される地震	第5節 想定される地震	
--	-------------	-------------	--

総-25	第1から第3まで (略)	第1から第3まで (略)	▶アクションプラン策定に伴う修正
第4 第五次地震被害想定調査	第4 第五次地震被害想定調査		
1 調査の概要 (略) 調査結果は、県民の防災意識の向上や関係機関の事前対策における基礎資料等として広く活用するとともに、地域防災計画の修正、具体的な事業計画としてみやぎ震災対策アクションプランを策定する予定である。 (略) 2から6まで (略)	1 調査の概要 (略) 調査結果は、県民の防災意識の向上や関係機関の事前対策における基礎資料等として広く活用するとともに、地域防災計画の修正、具体的な事業計画としてみやぎ震災対策アクションプランを策定にも活用している。 (略) 2から6まで (略)		
第5 減災目標とその達成に向けた取り組み (略) この目標の達成に向けて、具体的な事業計画として「みやぎ震災対策アクションプラン」を策定し____、その推進を図る____こととしており、本市も宮城県の事業計画と連携しながら減災対策を推進する。	第5 減災目標とその達成に向けた取り組み (略) この目標の達成に向けて、具体的な事業計画として「みやぎ震災対策アクションプラン」を策定したため、その推進を図っていく____こととしており、本市も宮城県の事業計画と連携しながら減災対策を推進する。		
第2章 災害予防対策			
第1節 (略)			
第2節 地盤にかかる施設等の災害対策			
予-7	第1から第6まで (略)	第1から第6まで (略)	▶表現の適正化
第7 農林水産業災害予防対策 (略)	第7 農林水産業災害予防対策 (略)		
1 農地、農業用施設の災害の防止 農業の有する多面的機能_____を發揮、維持するため、「防災重点農業用ため池」を中心としたため池や排水機場等の農業用排水施	1 農地、農業用施設の災害の防止 農業の有する多面的機能（洪水防止、水資源の涵養、生態系保全等）を發揮・維持するため、__防災重点農業用ため池__や農業用排水施設等の耐震化に加え、		

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和7年3月）	修正後	備考									
	<u>設の点検、整備、補修、更新・改修</u>を、国の新たな土地改良長期計画等に<u>則し</u>総合的に推進し、災害<u>の未然防止</u>を図る。 （略） 2 （略） 3 集落の安全確保 （略） （1）から（5）まで （略） （6）林業対策 市は県と連携し、森林の育成状況などに応じた適時適切な<u>保育・間伐の実施等を通じた</u>地震災害に強い健全な森林の育成を指導する。 第8から第10まで （略）	<u>点検・整備、必要に応じた補修・更新等</u>を、国の新たな土地改良長期計画等に<u>基づき</u>総合的に推進し、災害<u>リスクの低減</u>を図る。 （略） 2 （略） 3 集落の安全確保 （略） （1）から（5）まで （略） （6）林業対策 市は県と連携し、森林の育成状況などに応じた適時適切な<u>間伐等の保育作業を実施するなど</u>、地震災害に強い健全な森林の育成を指導する。 第8から第10まで （略）										
	第3節 （略）	第3節 （略）										
	第4節 交通施設の災害対策	第4節 交通施設の災害対策										
予-11	<table><tr><th>実施担当</th><th>関係機関</th></tr><tr><td>総務部 まちづくり推進部 建設部</td><td>（略） 東日本旅客鉄道(株)<u>仙台支社</u> （略）</td></tr></table>	実施担当	関係機関	総務部 まちづくり推進部 建設部	（略） 東日本旅客鉄道(株) <u>仙台支社</u> （略）	<table><tr><th>実施担当</th><th>関係機関</th></tr><tr><td>総務部 まちづくり推進部 建設部</td><td>（略） 東日本旅客鉄道(株)<u>東北本部</u> （略）</td></tr></table>	実施担当	関係機関	総務部 まちづくり推進部 建設部	（略） 東日本旅客鉄道(株) <u>東北本部</u> （略）	▶社名の修正	
実施担当	関係機関											
総務部 まちづくり推進部 建設部	（略） 東日本旅客鉄道(株) <u>仙台支社</u> （略）											
実施担当	関係機関											
総務部 まちづくり推進部 建設部	（略） 東日本旅客鉄道(株) <u>東北本部</u> （略）											
	第1から第3 （略）	第1から第3 （略）										
	第5節 都市の防災対策	第5節から第6節まで （略）										
予-18	第7節 ライフライン施設等の予防対策 <table><tr><th>実施担当</th><th>関係機関</th></tr><tr><td>総務部 建設部 上下水道部</td><td>（略） <u>東日本電信電話（株）</u>宮城事業部 （略）</td></tr></table> 第1から第2 （略） 第3 <u>下水道</u>施設 （略） 1 及び 2 （略） 3 <u>下水道</u>防災体制 市は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における<u>下水道</u>施設の維持または修繕に努めるとともに、発災後の復旧活動を円滑に実施するため、被災予測を踏まえた汚水処理対策マニュアルの充実を図る。また、<u>下水道</u>の機能を維持するため、<u>可搬式ポンプその他</u>の必要な資機材の整備及び他機関との連絡協力体制の整備に努める。 第4から第8まで （略）	実施担当	関係機関	総務部 建設部 上下水道部	（略） <u>東日本電信電話（株）</u> 宮城事業部 （略）	第7節 ライフライン施設等の予防対策 <table><tr><th>実施担当</th><th>関係機関</th></tr><tr><td>総務部 建設部 上下水道部</td><td>（略） <u>N T T東日本（株）</u>宮城事業部 （略）</td></tr></table> 第1から第2 （略） 第3 <u>上下水道</u>施設 （略） 1 及び 2 （略） 3 <u>上下水道</u>防災体制 市は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における<u>上下水道</u>施設の維持または修繕に努めるとともに、発災後の復旧活動を円滑に実施するため、被災予測を踏まえた汚水処理対策マニュアルの充実を図る。また、<u>上下水道</u>の機能を維持するため、<u>必要な資機材の整備及び他機関との連絡協力体制の整備に努める。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。</u> 第4から第8まで （略）	実施担当	関係機関	総務部 建設部 上下水道部	（略） <u>N T T東日本（株）</u> 宮城事業部 （略）	▶社名変更による	▶防災基本計画の修正
実施担当	関係機関											
総務部 建設部 上下水道部	（略） <u>東日本電信電話（株）</u> 宮城事業部 （略）											
実施担当	関係機関											
総務部 建設部 上下水道部	（略） <u>N T T東日本（株）</u> 宮城事業部 （略）											
	（新設）	第9 災害用井戸・湧水 市は、<u>地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するた</u>	▶防災基本計画の修正									

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和 7 年 3 月）	修正後	備考
		<u>めの登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。</u>	
	第 8 節（略）	第 8 節（略）	
	第 9 節 職員の配備体制	第 9 節 職員の配備体制	
	第 1 及び第 2（略）	第 1 及び第 2（略）	
予-28	第 3 災害対策本部 1 から 6 まで（略） 7 原子力災害警戒本部 原子力災害に対する警戒態勢を強化する必要がある <u>と市長が認めた</u> 場合は、 <u>副市長を本部長とする</u> 原子力災害警戒本部を設置し、情報の収集、通報連絡、 <u>災害応急対策の実施</u> 等に当たる。 （略） 8 及び 9（略） 第 4 及び第 8（略）	第 3 災害対策本部 1 から 6 まで（略） 7 原子力災害警戒本部 原子力災害に対する警戒態勢を強化する必要がある_____場合は、_____原子力災害警戒本部を設置し、情報の収集、通報連絡、 <u>緊急事態応急対策の準備</u> 等に当たる。 （略） 8 及び 9（略） 第 4 及び第 8（略）	▶原子力災害対策編との整合
	第 10 節 情報通信網の整備	第 10 節 情報通信網の整備	
	第 1 目 的	第 1（略）	
予-30	第 2 宮城県における災害通信網の整備 1 防災対策の推進等 県は、国、市町村及び電気通信事業者等と連携し、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATV ケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の <u>研究開発</u> の推進等を図る。 _____ _____ _____	第 2 宮城県における災害通信網の整備 1 防災対策の推進等 県は、国、市町村及び電気通信事業者等と連携し、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATV ケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の <u>活用</u> 推進等を図る。 <u>また、地方公共団体及び指定公共機関は、災害時に災害対応基本共有情報（E E I）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努めるものとする。</u>	▶表現の適正化 ▶防災基本計画の修正
予-31	2 から 4 まで（略） 5 震度情報ネットワークシステムの整備 県内各市町村に震度計等を設置し、即時に県内各地の震度情報を県に収集することを目的に、震度情報ネットワークシステムを運用し、地震発生時の迅速な初動体制、被害推定、応急対策活動_____を図る。 6 及び 7（略）	2 から 4 まで（略） 5 震度情報ネットワークシステムの整備 県内各市町村に震度計等を設置し、即時に県内各地の震度情報を県に収集することを目的に、震度情報ネットワークシステムを運用し、地震発生時の迅速な初動体制、被害推定、応急対策活動 <u>に必要な震度情報の収集</u> を図る。 6 及び 7（略）	▶表現の適正化
予-32	第 3 登米市における災害通信網の整備 1（略） 2 情報伝達ルートの多重化 市は、県及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・ <u>拡充</u> の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連	第 3 登米市における災害通信網の整備 1（略） 2 情報伝達ルートの多重化 市は、県及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・ <u>多重化・耐震化</u> の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連	▶防災基本計画の修正

登米市地域防災計画　〔 地震災害対策編 〕　新旧対照表			
頁	現行（令和７年３月）	修正後	備考
	装置の二重化を推進する。 （略） ３から１２まで（略） 第４（略）	装置の二重化を推進する。 （略） ３から１２まで（略） 第４（略）	
	第11節（略）	第11節（略）	
	第 12 節 相互応援体制の整備	第 12 節 相互応援体制の整備	
予-37	第 1（略） 第 2 相互応援体制の整備 １ 受入れ体制の整備 （略） さらに、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。 ２及び３（略） 第 3 及び第 4（略） 第 5 関係団体との連携強化 市は、平常時からその所管事務に関係する関係団体との間で応援協定の締結を進める<u>とともに、</u> あらかじめ活動拠点を確保し訓練を実施するほか、訓練等を通じて、災害時の連絡体制、要請手続きの確認、関係機関との情報の共有を図るなど、日頃から連携強化を進め、災害時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。 （略）	第 1（略） 第 2 相互応援体制の整備 １ 受入れ体制の整備 （略） さらに、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。 <u>地方公共団体は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。</u> ２及び３（略） 第 3 及び第 4（略） 第 5 関係団体との連携強化 市は、平常時からその所管事務に関係する関係団体との間で応援協定の締結を進める<u>ものとする。また、災害時に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、地方防災会議を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、このような連携に関する基本的な方針を地域防災計画に反映させた上で、当該方針を踏まえて個々の協定の締結など、連携強化を進めるよう努めるものとする。あわせて、</u>あらかじめ活動拠点を確保し訓練を実施するほか、訓練等を通じて、災害時の連絡体制、要請手続きの確認、関係機関との情報の共有を図るなど、日頃から連携強化を進め、災害時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。 （略）	▶防災基本計画の修正
	第 13 節 緊急輸送体制の整備	第13節 緊急輸送体制の整備	
予-40	第 1（略） 第 2 緊急輸送道路の確保 １から３まで（略） （２）及び（３）（略） ４ 道路啓開体制の整備 道路管理者は、<u>発災後</u>の道路の障害物__除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について民間団体等との協定等の締結<u>に努める。</u> また、道路管理者は、道路啓開等を迅速に行うため、__協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を<u>立案する。</u>	第 1（略） 第 2 緊急輸送道路の確保 １から３まで（略） （２）及び（３）（略） ４ 道路啓開体制の整備 道路管理者は、<u>自然災害発災後</u>の道路の障害物<u>の</u>除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について民間団体等との協定等の締結<u>を推進するものとする。</u> また、道路管理者は、道路啓開等を迅速に行うため、<u>道路法等に基づき、</u>協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を<u>作成するとともに、定期的な見直しを行う。</u>	▶防災基本計画の修正

登米市地域防災計画　〔 地震災害対策編 〕　新旧対照表			
頁	現行（令和７年３月）	修正後	備考
	（略）	（略）	
	第 14 節　医療救護体制・福祉支援体制の整備	第 14 節　医療救護体制・福祉支援体制の整備	
	第 1 び第 2　　　（略）	第 1 及び第 2　　　（略）	
予-43	第 3　医療救護体制に係る情報連絡体制の整備 1　　　（略） 2　医療救護活動に関する情報連絡体制 （１）情報の共有 ア及びイ　　　（略） 	第 3　医療救護体制に係る情報連絡体制の整備 1　　　（略） 2　医療救護活動に関する情報連絡体制 （１）情報の共有 ア及びイ　　　（略） <u>ウ　地方公共団体は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制（都道府県においては災害時保健医療福祉活動支援システム（D 2 4 H）等のシステムの活用体制を含む。）の整備に努めるものとする。</u>	►防災基本計画の修正
予-46	第 4 から第 5 まで　　　（略） 第 6　福祉支援体制の整備 （略） このため、宮城県災害福祉ネットワーク協議会（県、県内市町村、宮城県社会福祉協議会、福祉関係団体等により構成）を基盤として、広域的な福祉支援ネットワークの構築を図るとともに、 <u>避難所</u> の高齢者、障がい者、乳幼児等に対して支援を行うための福祉・介護の専門職員から構成される宮城県災害派遣福祉チーム（D W A T）（以下「災害派遣福祉チーム」という。）及び災害支援ナースの派遣体制の整備に努める。 1 及び 2　　　（略） 第 7 から第 8 まで　　　（略）	第 4 から第 5 まで　　　（略） 第 6　福祉支援体制の整備 （略） このため、宮城県災害福祉ネットワーク協議会（県、県内市町村、宮城県社会福祉協議会、福祉関係団体等により構成）を基盤として、広域的な福祉支援ネットワークの構築を図るとともに、 <u>避難所等や在宅避難、車中泊避難</u> の高齢者、障がい者、乳幼児等に対して支援を行うための福祉・介護の専門職員から構成される宮城県災害派遣福祉チーム（D W A T）（以下「災害派遣福祉チーム」という。）及び災害支援ナースの派遣体制の整備に努める。 1 及び 2　　　（略） 第 7 から第 8 まで　　　（略）	►防災基本計画の修正
	第 15 節及び第 16 節　　　（略）	第 15 節及び第 16 節　　　（略）	
	第17節　避難受入れ対策	第17節　避難受入れ対策	
予-56	第 1　　　（略） 第 2　避難所の確保 1 から 3 まで　　　（略） 4　指定避難所の施設・設備の整備 （１）　　　（略） （２）物資等の備蓄 <u>市は、指定避難所又は備蓄施設の確保や、指定避難所ごとに避難者数を想定し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、発熱剤入り非常食等防寒対策に必要な物資、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。加えて、要配慮者、女性、子供、食物アレルギーを有する者等にも配慮した物資の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。</u> 	第 1　　　（略） 第 2　避難所の確保 1 から 3 まで　　　（略） 4　指定避難所の施設・設備の整備 （１）　　　（略） （２）物資等の備蓄 <u>市は、避難所又は備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、冷暖房器具・燃料等、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に 1 回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低 3 日間、推奨 1 週間）を推計</u>	►防災基本計画の修正

登米市地域防災計画　〔 地震災害対策編 〕　新旧対照表			
頁	現行（令和７年３月）	修正後	備考
	5　避難所の運営・管理（略） （１）から（３）まで（略） （４）避難所の運営に女性_____の参画を推進し、男女のニーズの違い等、多様な生活者の視点<u>に</u> 配慮_____できるよう、事前に運営体制を検討する。 （５）から（12）まで（略） （13）市は、_____在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。 （14）（略） 6 及び 9（略） 第３から第７まで（略）	<u>し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供、食物アレルギーを有する者等にも配慮するものとする。</u> 5　避難所の運営・管理（略） （１）から（３）まで（略） （４）避難所の運営に女性<u>や子育て家庭</u>の参画を推進し、男女のニーズの違い等、多様な生活者の視点<u>への配慮</u><u>や子供・若者の居場所の確保が</u>できるよう、事前に運営体制を検討する。 （５）から（12）まで（略） （13）市は、<u>指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所について</u><u>も、あらかじめ情報を把握するとともに、</u>在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。 （14）（略） 6 及び 9（略） 第３から第７まで（略）	
	第 18 節　食料、飲料水、燃料及び生活物資の確保	第 18 節　食料、飲料水、燃料及び生活物資の確保	
予-61	第 1 及び第 2（略） 第 3　食料及び生活物資等の供給計画の策定 <u>市は、</u>大規模な地震災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる<u>食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の</u>物資について、_____あらかじめ備蓄・_____調達・輸送体制を整備し、それらの必要な物資の供給のための計画を定めておく<u>とともに物資調達・輸送システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</u>特に交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。 その際、物資の調達、在庫管理、物資ニーズ収集等における分類方法の違いによる需要と供給のミスマッチを避けるため、救援物資の分類方法も統一しておく。 _____ _____ _____ 第 4　食料及び生活物資等の確保 <u>1　災害対応に十分な備蓄量の確保</u> <u>市は、備蓄を行うにあたって、備蓄場所、品目、数量等の点検・洗い出しの調査を行い、大規模な地震が発生した場合には、想定される最大避難者数の備蓄食料の目標数量を定め、初期の対応に十分な量の物資を備蓄する。</u> 2（略）	第 1 及び第 2 第 3　食料及び生活物資等の供給計画の策定 _____大規模な地震災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる_____物資について、<u>市は、</u>あらかじめ備蓄<u>するとともに、市及び県は、災害時における</u>調達・輸送体制を整備し、それらの必要な物資の供給のための計画を定めておく<u>よう努めるものとする。</u>_____特に交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。 その際、物資の調達、在庫管理、物資ニーズ収集等における分類方法の違いによる需要と供給のミスマッチを避けるため、救援物資の分類方法も統一しておく。 <u>地方公共団体は、新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。また、新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）の利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努める。</u> 第 4　食料及び生活物資等の備蓄（削除） <u>1</u>（略）	▶防災基本計画の修正 ▶防災基本計画の修正（第 17 節に移動）

登米市地域防災計画　〔 地震災害対策編 〕　新旧対照表

頁	現行（令和 7 年 3 月）	修正後	備考
	3（略） 4（略） 第 5 から第 7（略）	<u>2</u> （略） <u>3</u> （略） 第 5 から第 7（略）	
	第 19 節 ボランティアのコーディネート	第 19 節 ボランティアのコーディネート	
	第 1 及び第 2（略）	第 1 及び第 2（略）	
予-65	第 3 災害ボランティア活動の環境整備 市及び県は、登米市社会福祉協議会、宮城県社会福祉協議会、日本赤十字社宮城支部等がボランティア関係団体との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティアが自主性にに基づきその支援力を向上し、市及び県、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境整備を図る。 <u>また</u> 、市及び県は災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや、調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備調整を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。 (新設)	第 3 災害ボランティア活動の環境整備 <u>1</u> 市及び県は、登米市社会福祉協議会、宮城県社会福祉協議会、日本赤十字社宮城支部等がボランティア関係団体との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティアが自主性にに基づきその支援力を向上し、市及び県、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境整備を図る。 <u>2</u> 市及び県は災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや、調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備調整を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。 <u>3</u> 市及び県は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び国民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への国民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。 <u>4</u> 市及び県は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるとともに、国は、登録ボランティア人材のデータベースの整備を図るものとする。 <u>5</u> 国は、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、被災者援護協力団体の登録及びそのデータベースの整備を進めるとともに、国、県及び市は、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図るものとする。	▶防災基本計画の修正

登米市地域防災計画　〔 地震災害対策編 〕　新旧対照表			
頁	現行（令和７年３月）	修正後	備考
	第４及び第５　　（略）	<u>6　市及び県は、国と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。</u> 第４及び第５　　（略）	
	第 20 節　要配慮者・避難行動要支援者への支援対策	第 20 節　要配慮者・避難行動要支援者への支援対策	
予-68	第 1　　（略） 第 2　要配慮者への支援対策 （略） 1　　（略） 2　要配慮者の災害予防対策 （１）及び（２）　　（略） （３）避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等 ア及びイ　　（略） ウ　個別避難計画の作成・更新 （略） また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更内容を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画の適切な管理に努める<u>ほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</u> （略） エ　個別避難計画の提供 （略） 市は、個別避難計画が策定されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の	第 1　　（略） 第 2　要配慮者への支援対策 （略） 1　　（略） 2　要配慮者の災害予防対策 （１）及び（２）　　（略） （３）避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等 ア及びイ　　（略） ウ　個別避難計画の作成・更新 （略） また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更内容を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画の適切な管理に努める。 _____ _____ （略） エ　個別避難計画の提供 （略） 市は、個別避難計画が策定されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の	▶防災基本計画の修正

登米市地域防災計画　〔 地震災害対策編 〕　新旧対照表			
頁	現行（令和７年３月）	修正後	備考
	提供、関係者間の事前の協議・調整その他避難支援体制の整備など、必要な配慮に努める。 （４）避難行動要支援者の移送 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所__へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。 （５）個別避難計画に係る取組の支援 市は、県から事例や留意点などの提示、研修会_____等の支援を受け、個別避難計画に係る取組に努める。 （６）から（９）まで（略） ３から５まで（略） 第３から第４まで（略）	提供、関係者間の事前の協議・調整その他避難支援体制の整備など、必要な配慮に努める。 <u>また、市は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。</u> （４）避難行動要支援者の移送 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所<u>等</u>へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。 （５）個別避難計画に係る取組の支援 市は、県から事例や留意点などの提示、研修会<u>や訓練</u>等の支援を受け、個別避難計画に係る取組に努める。 （６）から（９）まで（略） ３から５まで（略） 第３から第４まで（略）	
	第 21 節　災害廃棄物対策	第 21 節　災害廃棄物対策	
	第 1 及び第 2（略）	第 1 及び第 2（略）	
予-75	第 3　主な措置内容 （略） 1（略） 2　地震災害時における応急体制の確保 （１）から（５）まで（略） （新設） 3（略）	第 3　主な措置内容 （略） 1（略） 2　地震災害時における応急体制の確保 （１）から（５）まで（略） <u>（６）地方公共団体は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。</u> 3（略）	▶防災基本計画の修正
	第 22 節（略）	第 22 節（略）	
	第 23 節　防災知識の普及	第 23 節　防災知識の普及	
予-77	第 1（略） 第 2　防災知識の普及、徹底 1　職員への防災知識の普及 （略） （１）（略） （２）職員研修の実施 （略） ①及び②（略） ③　地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識（北海道・三陸沖<u>地震</u>後発地震注意情報が<u>発信</u>された場合を含む） ④から⑥まで（略） ⑦　北海道・三陸沖<u>地震</u>後発地震注意情報及びこれに基づきとられる措置に関する知識 ⑧（略）	第 1（略） 第 2　防災知識の普及、徹底 1　職員への防災知識の普及 （略） （１）（略） （２）職員研修の実施 （略） ①及び②（略） ③　地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識（北海道・三陸沖____後発地震注意情報が<u>発表</u>された場合を含む） ④から⑥まで（略） ⑦　北海道・三陸沖____後発地震注意情報及びこれに基づきとられる措置に関する知識 ⑧（略）	▶表現の適正化

登米市地域防災計画　〔 地震災害対策編 〕　新旧対照表			
頁	現行（令和７年３月）	修正後	備考
	２　住民等への防災知識の普及 （略） （１）から（４）まで　（略）	２　住民等への防災知識の普及 （略） （１）から（４）まで　（略）	
予-78	（５）普及・啓発の実施 （略） 【住民等への普及・啓発を図る事項】 ①から⑥まで　（略） ⑦　家庭内での予防・安全対策 （略） ・飼い主による家庭動物との同行避難や指定避所__での飼養についての準備 （略） ⑧　災害時にとるべき行動 （略） ・その他避難の指示等が行われた場合、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合にとるべき行動 （略） ⑨　（略） （６）　（略） （７）災害時の連絡方法の普及 東日本電信電話（株）宮城事業部は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web171）の利用促進を図り、市は、その仕組みや利用法等の周知に努める。 （略） ３　（略） 第３から第６まで　（略）	（５）普及・啓発の実施 （略） 【住民等への普及・啓発を図る事項】 ①から⑥まで　（略） ⑦　家庭内での予防・安全対策 （略） ・飼い主による家庭動物との同行避難や指定避所等での飼養についての準備 （略） ⑧　災害時にとるべき行動 （略） ・その他避難の指示等が行われた場合、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合にとるべき行動 （略） ⑨　（略） （６）　（略） （７）災害時の連絡方法の普及 NTT東日本（株）宮城事業部は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web171）の利用促進を図り、市は、その仕組みや利用法等の周知に努める。 （略） ３　（略） 第３から第６まで　（略）	▶表現の適正化 ▶社名変更による
	第 24 節　地震防災訓練の実施	第 24 節　地震防災訓練の実施	
	第 1 及び第 5　（略）	第 1 及び第 5　（略）	
予-84	第 6　企業の防災訓練 １から２　（略） ３　災害発生時に備え、周辺自治体及び各自治会、地域住民の方々並びに各企業・事務所等による防災、被害軽減のため、「地域で助け合う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。 （略）	第 6　企業の防災訓練 １から２　（略） ３　災害発生時に備え、周辺自治体及び各自治会、地域住民_____並びに各企業・事務所等による防災、被害軽減のため、「地域で助け合う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。 （略）	▶記述の適正化
	第25節　地域における防災体制	第25節　地域における防災体制	
予-85	第 1　目　的 大規模な地震が発生した場合の被害を最小限に食い止めるためには、地域住民、事業所等が連携し、迅速かつ的確な行動をとることが不可欠である。このため、市は、地域住民及び事業所による自主防災組織等の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティにおける防災体制の充実を図る。	第 1　目　的 大規模な地震が発生した場合の被害を最小限に食い止めるためには、地域住民、事業所等が連携し、迅速かつ的確な行動をとることが不可欠である。このため、市は、地域住民及び事業所による自主防災組織等の育成・強化を図り、消防団、自主防災組織、防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティにおける防災体制の充実を図る。	▶防災基本計画の修正

登米市地域防災計画

[地震災害対策編]

新旧対照表

頁	現行（令和7年3月）				修正後				備考																																																																		
	(略)				(略)																																																																						
予-87	第2から第4まで (略)				第2から第4まで (略)																																																																						
	第5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、 <u>高齢者等</u> の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。 (略)				第5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、 <u>要配慮者</u> の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。 (略)				▶防災基本計画の修正																																																																		
	第26節及び第27節 (略)				第26節及び第27節 (略)																																																																						
	第3章 災害応急対策				第3章 災害応急対策																																																																						
	第1節 防災活動体制				第1節 防災活動体制																																																																						
応-1	第1 (略)				第1 (略)				▶表現の適正化																																																																		
	第2 職員の動員・配備 1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容 (略) 非常配備体制等の基準及び内容				第2 職員の動員・配備 1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容 (略) 非常配備体制等の基準及び内容																																																																						
	<table><tr><td colspan="2">区分</td><td>配備基準</td><td>配備内容</td><td>本部・支部体制</td></tr><tr><td rowspan="2">警戒配備</td><td>0号配備</td><td>1 市内で震度4 <u>の地震が観測されたとき。</u> 2 その他、特に危機管理監又は支所長が必要と認めたとき。</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>1号配備</td><td>1 市内で震度5弱 <u>の地震が観測されたとき。</u> 2 その他特に危機管理監が必要と認めたとき。</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">特別警戒配備</td><td>2号配備</td><td>1 市内で震度5強 <u>の地震が観測されたとき。</u> 2 その他、特に副市長が必要と認めたとき。</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>非常配備</td><td>1 市内で震度6弱以上 <u>の地震が観測されたとき。</u> 2 災害が発生<u>し、又は</u> 災害が発生する恐れがある場合において市長が必要と認めたとき。</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="5">備考</td></tr><tr><td colspan="5">(略)</td></tr></table>				区分		配備基準	配備内容	本部・支部体制	警戒配備	0号配備	1 市内で震度4 <u>の地震が観測されたとき。</u> 2 その他、特に危機管理監又は支所長が必要と認めたとき。	(略)	(略)	1号配備	1 市内で震度5弱 <u>の地震が観測されたとき。</u> 2 その他特に危機管理監が必要と認めたとき。	(略)	(略)	特別警戒配備	2号配備	1 市内で震度5強 <u>の地震が観測されたとき。</u> 2 その他、特に副市長が必要と認めたとき。	(略)	(略)	非常配備	1 市内で震度6弱以上 <u>の地震が観測されたとき。</u> 2 災害が発生 <u>し、又は</u> 災害が発生する恐れがある場合において市長が必要と認めたとき。	(略)	(略)	備考					(略)					<table><tr><td colspan="2">区分</td><td>配備基準</td><td>配備内容</td><td>本部・支部体制</td></tr><tr><td rowspan="2">警戒配備</td><td>0号配備</td><td>1 市内で震度4 <u>を観測する地震が発生したとき。</u> 2 その他、特に危機管理監又は支所長が必要と認めたとき。</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>1号配備</td><td>1 市内で震度5弱 <u>を観測する地震が発生したとき。</u> 2 その他特に危機管理監が必要と認めたとき。</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">特別警戒配備</td><td>2号配備</td><td>1 市内で震度5強 <u>を観測する地震が発生したとき。</u> 2 その他、特に副市長が必要と認めたとき。</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>非常配備</td><td>1 市内で震度6弱以上 <u>を観測する地震が発生したとき。</u> 2 災害が発生<u>した場合、</u> 災害が発生する恐れがある場合において市長が必要と認めたとき。</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="5">備考</td></tr><tr><td colspan="5">(略)</td></tr></table>				区分		配備基準	配備内容	本部・支部体制	警戒配備	0号配備	1 市内で震度4 <u>を観測する地震が発生したとき。</u> 2 その他、特に危機管理監又は支所長が必要と認めたとき。	(略)	(略)	1号配備	1 市内で震度5弱 <u>を観測する地震が発生したとき。</u> 2 その他特に危機管理監が必要と認めたとき。	(略)	(略)	特別警戒配備	2号配備	1 市内で震度5強 <u>を観測する地震が発生したとき。</u> 2 その他、特に副市長が必要と認めたとき。	(略)	(略)	非常配備	1 市内で震度6弱以上 <u>を観測する地震が発生したとき。</u> 2 災害が発生 <u>した場合、</u> 災害が発生する恐れがある場合において市長が必要と認めたとき。	(略)	(略)	備考					(略)					
区分		配備基準	配備内容	本部・支部体制																																																																							
警戒配備	0号配備	1 市内で震度4 <u>の地震が観測されたとき。</u> 2 その他、特に危機管理監又は支所長が必要と認めたとき。	(略)	(略)																																																																							
	1号配備	1 市内で震度5弱 <u>の地震が観測されたとき。</u> 2 その他特に危機管理監が必要と認めたとき。	(略)	(略)																																																																							
特別警戒配備	2号配備	1 市内で震度5強 <u>の地震が観測されたとき。</u> 2 その他、特に副市長が必要と認めたとき。	(略)	(略)																																																																							
	非常配備	1 市内で震度6弱以上 <u>の地震が観測されたとき。</u> 2 災害が発生 <u>し、又は</u> 災害が発生する恐れがある場合において市長が必要と認めたとき。	(略)	(略)																																																																							
備考																																																																											
(略)																																																																											
区分		配備基準	配備内容	本部・支部体制																																																																							
警戒配備	0号配備	1 市内で震度4 <u>を観測する地震が発生したとき。</u> 2 その他、特に危機管理監又は支所長が必要と認めたとき。	(略)	(略)																																																																							
	1号配備	1 市内で震度5弱 <u>を観測する地震が発生したとき。</u> 2 その他特に危機管理監が必要と認めたとき。	(略)	(略)																																																																							
特別警戒配備	2号配備	1 市内で震度5強 <u>を観測する地震が発生したとき。</u> 2 その他、特に副市長が必要と認めたとき。	(略)	(略)																																																																							
	非常配備	1 市内で震度6弱以上 <u>を観測する地震が発生したとき。</u> 2 災害が発生 <u>した場合、</u> 災害が発生する恐れがある場合において市長が必要と認めたとき。	(略)	(略)																																																																							
備考																																																																											
(略)																																																																											
	(1) から (3) まで (略)				(1) から (3) まで (略)																																																																						
	2 (略)				2 (略)																																																																						
	第3から第7まで (略)				第3から第7まで (略)																																																																						

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和 7 年 3 月）	修正後	備考																								
	第 2 節 地震災害情報の収集・伝達	第 2 節 地震災害情報の収集・伝達																									
応-15	<table><tr><th>実施担当</th><th>関係機関</th></tr><tr><td>総務部 消防本部</td><td>(略) 東日本電信電話（株）宮城事業部 (略)</td></tr></table>	実施担当	関係機関	総務部 消防本部	(略) 東日本電信電話（株）宮城事業部 (略)	<table><tr><th>実施担当</th><th>関係機関</th></tr><tr><td>総務部 消防本部</td><td>(略) N T T 東日本（株）宮城事業部 (略)</td></tr></table>	実施担当	関係機関	総務部 消防本部	(略) N T T 東日本（株）宮城事業部 (略)	▶社名変更による																
実施担当	関係機関																										
総務部 消防本部	(略) 東日本電信電話（株）宮城事業部 (略)																										
実施担当	関係機関																										
総務部 消防本部	(略) N T T 東日本（株）宮城事業部 (略)																										
	第 1 及び第 2 (略)	第 1 及び第 2 (略)																									
応-17	第 3 地震情報 (略) 1 地震情報の種類 (略) (1) 地震情報の種類と内容 <table><tr><th>地震情報の種類</th><th>発表基準</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>長周期地震動に関する情報</td><td>・震度 1 以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級 1 以上を観測した場合</td><td>地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。 _____</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> <u>(注) 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「電源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。</u> <u>また、「気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。</u> (略) (2) (略) 2 から 5 まで (略)	地震情報の種類	発表基準	内 容	(略)	(略)	(略)	長周期地震動に関する情報	・震度 1 以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。 _____	(略)	(略)	(略)	第 3 地震情報 (略) 1 地震情報の種類 (略) (1) 地震情報の種類と内容 <table><tr><th>地震情報の種類</th><th>発表基準</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>長周期地震動に関する情報</td><td>・震度 1 以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級 1 以上を観測した場合</td><td>地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点ごとに、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。 (地震発生から 10 分後程度で 1 回発表)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> (削除) (略) (2) (略) 2 から 5 まで (略)	地震情報の種類	発表基準	内 容	(略)	(略)	(略)	長周期地震動に関する情報	・震度 1 以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点ごとに、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。 (地震発生から 10 分後程度で 1 回発表)	(略)	(略)	(略)	▶気象庁H P に合わせた更新
地震情報の種類	発表基準	内 容																									
(略)	(略)	(略)																									
長周期地震動に関する情報	・震度 1 以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。 _____																									
(略)	(略)	(略)																									
地震情報の種類	発表基準	内 容																									
(略)	(略)	(略)																									
長周期地震動に関する情報	・震度 1 以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点ごとに、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。 (地震発生から 10 分後程度で 1 回発表)																									
(略)	(略)	(略)																									
応-23	第 4 北海道・三陸沖後発地震注意情報 1 情報発信の条件 <u>(1)</u> 北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアで Mw（モーメントマグニチュード）7.0 以上の地震が発生した場合に、情報が発信される。 <u>(2)</u> 想定震源域の外側で Mw7.0 以上の地震が発生した場合は、地震の Mw に基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合に、情報が発信される。 2 情報発信の流れ 気象庁において一定精度の Mw を推定（地震発生後 15 分～2 時間程度）し、情報発信の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開催され、「北海道・三陸沖後発地地震注意情報」が発信される。 3 情報の解説及び防災対応の呼びかけ内容 (1) 合同記者会見では、気象庁からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発信と解説及び内閣府からの「当該情報を受けてとるべき防災対応の呼びかけ」が行われる。	第 4 北海道・三陸沖後発地震注意情報 1 情報発表の基準 <u>_____</u> 北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアで Mw（モーメントマグニチュード）7.0 以上の地震が発生した場合に、情報が発表される。 <u>_____</u> なお、想定震源域の外側で Mw7.0 以上の地震が発生した場合は、地震の Mw に基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合に限り、発表される。 2 情報発表の流れ 気象庁において一定精度の Mw を推定（地震発生後 15 分～2 時間程度）し、情報発表の基準を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開催され、「北海道・三陸沖後発地地震注意情報」が発表される。 3 情報の解説及び防災対応の呼びかけ内容 (1) 合同記者会見では、気象庁からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発表と解説及び内閣府からの「当該情報を受けてとるべき防災対応の呼びかけ」が行われる。	▶表現の適正化																								

登米市地域防災計画　〔 地震災害対策編 〕　新旧対照表																								
頁	現行（令和７年３月）		修正後																					
	（２）（略） 4（略）		（２）（略） 4（略）																					
応-24	第５ 災害情報収集・伝達 （略） 1 地震発生直後の被害情報の収集 （１）から（５）まで（略） （６）市又は県は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網_____等を活用し、首相官邸及び政府本部等を含む防災関係機関への共有を図る。 （７）（略）		第５ 災害情報収集・伝達 （略） 1 地震発生直後の被害情報の収集 （１）から（５）まで（略） （６）市又は県は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網、 <u>防災ＩｏＴシステム</u> 等を活用し、首相官邸及び政府本部等を含む防災関係機関への共有を図る。 （７）（略）																					
	2から6まで（略）		2から6まで（略）																					
応-35	第６ 通信・放送手段の確保 （略） 1から4まで（略） 5 各種災害通信施設の利用 （１）電気通信設備の優先利用 （略） <table border="1"> <tr> <td>通信依頼先</td><td>依頼方法</td><td>指定電話</td><td>担当責任者</td><td>手続き</td></tr> <tr> <td><u>東日本電信電話</u> (株)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> （２）から（７）まで（略） 6から7まで（略）		通信依頼先	依頼方法	指定電話	担当責任者	手続き	<u>東日本電信電話</u> (株)	(略)	(略)	(略)	(略)	第６ 通信・放送手段の確保 （略） 1から4まで（略） 5 各種災害通信施設の利用 （１）電気通信設備の優先利用 （略） <table border="1"> <tr> <td>通信依頼先</td><td>依頼方法</td><td>指定電話</td><td>担当責任者</td><td>手続き</td></tr> <tr> <td><u>N T T 東 日 本</u> (株)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> （２）から（７）まで（略） 6から7まで（略）		通信依頼先	依頼方法	指定電話	担当責任者	手続き	<u>N T T 東 日 本</u> (株)	(略)	(略)	(略)	(略)
通信依頼先	依頼方法	指定電話	担当責任者	手続き																				
<u>東日本電信電話</u> (株)	(略)	(略)	(略)	(略)																				
通信依頼先	依頼方法	指定電話	担当責任者	手続き																				
<u>N T T 東 日 本</u> (株)	(略)	(略)	(略)	(略)																				
	第３節から第７節まで （略）		第３節から第７節まで （略）																					
	第８節 交通・輸送活動		第８節 交通・輸送活動																					
応-75	第１から第２まで （略） 第３ 陸上交通の確保 1から5まで（略） 6 障害物の除去等 （１）（略） （２）道路管理者は早急に被害状況を把握し、障害物の除去及び応急復旧を行い、 <u>道路機能</u> _____の確保及び二次災害の防止に努める。 （略） （３）（略） 7から9まで（略） 第４ （略）		第１から第２まで （略） 第３ 陸上交通の確保 1から5まで（略） 6 障害物の除去等 （１）（略） （２）道路管理者は早急に被害状況を把握し、障害物の除去及び応急復旧を行い、 <u>緊急車両の通行</u> の確保及び二次災害の防止に努める。 （略） （３）（略） 7から9まで（略） 第４ （略）																					
	第９節から第11節まで （略）		第９節から第11節まで （略）																					
	第12節 避難活動		第12節 避難活動																					
応-94	第１から第４まで （略）		第１から第４まで （略）																					

登米市地域防災計画　〔 地震災害対策編 〕　新旧対照表

頁	現行（令和７年３月）	修正後	備考
	第５ 避難所の開設及び運営 （略） １ 指定避難所の開設 （１）から（４）まで （略） （５）市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等 _____ を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。 ２ 避難所の運営 （１） （略） （２）避難所の環境維持 ア 良好な生活環境の維持 市は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。 そのため、避難所開設当初から _____ 簡易テントやエアベット、段ボールベッド等の簡易ベッドを設置する <u>よう努めるとともに、</u> _____ <u>食事提供の状況、</u> _____ <u>トイレの設置状況</u> _____ 等の把握に努め、必要な対策を講じる。 また、市は、<u>指定</u>避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。 イ 健康状態・衛生状態の把握 市は、必要に応じ、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の過不足、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や _____ 避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。 ウ及びエ （略） （３）男女共同参画 ア 避難所運営への女性 _____ の参画促進 市は、避難所の運営において、女性が運営役員として参加するよう配慮し、女性だけの打合せ会を持つなど、女性 _____ の参画を推進 <u>し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。</u> イ 男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違いへの配慮 市は、避難所において、男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違い等に配慮する。 特に、生理用品、サニタリーショーツ、紙おむつ、粉ミルク、哺乳ビン、離乳食等の物資提供、多様な生活者に配慮した物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備の設置、	第５ 避難所の開設及び運営 （略） １ 指定避難所の開設 （１）から（４）まで （略） （５）市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等 <u>とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 I D</u> を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。 ２ 避難所の運営 （１） （略） （２）避難所の環境維持 ア 良好な生活環境の維持 市は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。 そのため、避難所開設当初から <u>プライバシー確保のためのパーティション、</u> 簡易テントやエアベット、段ボールベッド等の簡易ベッドを設置する <u>こと、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適な</u> トイレの設置状況、<u>し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況</u> 等の把握に努め、必要な対策を講じる。 また、市は、<u> </u> 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。 イ 健康状態・衛生状態の把握 市は、必要に応じ、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の過不足、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や <u>多様なニーズ、</u> 避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。 ウ及びエ （略） （３）男女共同参画 ア 避難所運営への女性 <u>や子育て家庭</u> の参画促進 市は、避難所の運営において、女性が運営役員として参加するよう配慮し、女性だけの打合せ会を持つなど、女性 <u>や子育て家庭</u> の参画を推進 <u>するものとする。</u> イ 男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違いへの配慮 市は、避難所において、男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違い等に配慮する。 特に、生理用品、サニタリーショーツ、紙おむつ、粉ミルク、哺乳ビン、離乳食等の物資提供、多様な生活者に配慮した物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備の設置、	

登米市地域防災計画　〔 地震災害対策編 〕　新旧対照表			
頁	現行（令和７年３月）	修正後	備考
	男女別及び多目的トイレの確保や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザー配布等による安全の確保_____など、女性や子育て家庭_____など多様なニーズに配慮した避難所の運営に努める。 ウ及びエ（略） （４）から（９）まで（略） 第６（略） 第７ 避難長期化への対処 １から５まで（略） （新設） 第８から第１１まで（略）	男女別及び多目的トイレの確保や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザー配布等による安全の確保、<u>キッズスペースや学習スペースの設置</u>など、女性や子育て家庭、<u>子供・若者</u>など多様なニーズに配慮した避難所の運営に努める。 ウ及びエ（略） （４）から（９）まで（略） 第６（略） 第７ 避難長期化への対処 １から５まで（略） <u>６ 被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u> 第８から第１１まで（略）	
	第13節 応急仮設住宅等の確保	第13節 応急仮設住宅等の確保	
応-101	第１（略） 第２ 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備と維持管理 １（略） ２ 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理・運営 （１）（略） （２）維持管理上の配慮事項 県及び市は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理にあたっては、安心・安全を確保するため、消防・警察との連携を図り、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケアや家庭動物の受入れのルール、必要に応じてＮＰＯやボランティアとの連携・協力を得ながら、応急仮設住宅（建設型応急住宅）入居者によるコミュニティの形成と自治会の設立・運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性_____を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。 （３）（略） 第３から第７まで（略）	第１（略） 第２ 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備と維持管理 １（略） ２ 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理・運営 （１）（略） （２）維持管理上の配慮事項 県及び市は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理にあたっては、安心・安全を確保するため、消防・警察との連携を図り、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケアや家庭動物の受入れのルール、必要に応じてＮＰＯやボランティアとの連携・協力を得ながら、応急仮設住宅（建設型応急住宅）入居者によるコミュニティの形成と自治会の設立・運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性<u>や子供・若者</u>を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。 （３）（略） 第３から第７まで（略）	▶防災基本計画の修正
	第14節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	第14節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	
応-104	第１ 目 的 市は、大規模地震災害時における市民の基本的な生活を確保するため、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>等を活用し備蓄状況の確認を行うとともに、被災者の食料、飲料水及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等と連携を図りながら迅速かつ円滑な調達・供給活動を行う。 （略）	第１ 目 的 市は、大規模地震災害時における市民の基本的な生活を確保するため、<u>新物資システム（Ｂ－P L o）</u>等を活用し備蓄状況の確認を行うとともに、被災者の食料、飲料水及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等と連携を図りながら迅速かつ円滑な調達・供給活動を行う。 （略）	▶防災基本計画の修正
	第15節から第19節まで（略）	第15節から第19節まで（略）	
	第20節 遺体等の搜索・収容・埋火葬	第20節 遺体等の搜索・収容・埋火葬	

登米市地域防災計画 [地震災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和7年3月）	修正後	備考
応-136	第1及び第2 （略） 第3 遺体等の捜索・収容・埋火葬の実施 1から4まで （略） 5 遺体の検視（死体見分）、収容及び処理 （1）及び（2） （略） （3）市は被害地域の周辺の適切な場所（寺院、公共建物、<u>公園</u>等）に遺体の収容所（安置所）及び検案場所を設置する。被害が集中し、遺体の収容や収容所等の設営が困難となった場合、市町村は、周辺市町村へ協力要請を行い、要請された市町村は、設置、運営に協力する。 （4）及び（8） （略） 6 遺体の火葬・埋葬 （1）及び（9） （略） （10）市は、身元の判明しない遺骨及び所持品等について、公営墓地又は寺院等に依頼するなどして保管し、身元が判明<u>レ</u>次第遺族に引き渡す。 （11） （略）	第1及び第2 （略） 第3 遺体等の捜索・収容・埋火葬の実施 1から4まで （略） 5 遺体の検視（死体見分）、収容及び処理 （1）及び（2） （略） （3）市は被害地域の周辺の適切な場所（寺院、公共建物_____等）に遺体の収容所（安置所）及び検案場所を設置する。被害が集中し、遺体の収容や収容所等の設営が困難となった場合、市町村は、周辺市町村へ協力要請を行い、要請された市町村は、設置、運営に協力する。 （4）及び（8） （略） 6 遺体の火葬・埋葬 （1）及び（9） （略） （10）市は、身元の判明しない遺骨及び所持品等について、公営墓地又は寺院等に依頼するなどして保管し、身元が判明__次第遺族に引き渡す。 （11） （略）	▶屋内設置が望ましいため ▶記述の適正化
	第21節 社会秩序の維持活動	第21節 社会秩序の維持活動	
応-141	第1から第4まで （略） 第5 生活必需品の物価監視 1 （略） 2 県は、被災地における生活必需品の買い占め、売り惜しみ及び便乗値上げの発生を防止するため、国（<u>内閣府、農林水産省、経済産業省等</u>）及び市と連携を図りながら、生活必需品の価格や出回り状況を監視するとともに、必要に応じ事業者及び関係団体への指導・要請並びに市民への情報提供を行う。 3 （略）	第1から第4まで （略） 第5 生活必需品の物価監視 1 （略） 2 県は、被災地における生活必需品の買い占め、売り惜しみ及び便乗値上げの発生を防止するため、国_____及び市と連携を図りながら、生活必需品の価格や出回り状況を監視するとともに、必要に応じ事業者及び関係団体への指導・要請並びに市民への情報提供を行う。 3 （略）	▶記述の適正化
	第22節 災害廃棄物処理活動	第22節 災害廃棄物処理活動	
応-145.	第1から第3まで （略） 第4 がれき等の除去及び処理 1及び2 （略） 3 障害物の除去 （1）及び（2） （略） （3）除去した障害物の処理 アからウまで （略） エ <u>アスベスト</u>等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に従い、適正な処理を進める。	第1から第3まで （略） 第4 がれき等の除去及び処理 1及び2 （略） 3 障害物の除去 （1）及び（2） （略） （3）除去した障害物の処理 アからウまで （略） エ <u>石綿</u>等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に従い、適正な処理を進める。	▶記述の適正化
	第23節 教育活動	第23節 教育活動	
	第1から第3まで （略）	第1から第3まで （略）	
応-149	第4 教育の実施 1 小中学校等（略）	第4 教育の実施 1 小中学校等（略）	▶防災基本計画の修正

登米市地域防災計画

[地震災害対策編]

新旧対照表

頁	現行（令和7年3月）	修正後	備考								
	（１）（略） （２）教職員の確保 市及び教育委員会は、教育の応急的な実施に必要な教職員の確保に努める。 （３）（略） 第5から第12まで（略）	（１）（略） （２）教職員の確保 市及び教育委員会は、教育の応急的な実施に必要な教職員の確保に努める。 また、被災地域外の地方公共団体は、児童生徒の学びの継続のために、必要に応じて、被災地学び支援派遣等枠組み（D－E S T）を活用し、国の職員や地方公共団体等の学校支援チーム・応援教職員、スクールカウンセラー等を派遣するものとする。 （３）（略） 第5から第12まで（略）									
	第24節（略）	第24節（略）									
	第25節 公共土木施設等の応急対策	第25節 公共土木施設等の応急対策									
応-153	<table><tr><td>実施担当</td><td>関係機関</td></tr><tr><td>総務部 市民生活部 建設部 産業経済部 教育部</td><td>（略） 東日本旅客鉄道（株）仙台支社</td></tr></table> 第1から第13まで（略）	実施担当	関係機関	総務部 市民生活部 建設部 産業経済部 教育部	（略） 東日本旅客鉄道（株）仙台支社	<table><tr><td>実施担当</td><td>関係機関</td></tr><tr><td>総務部 市民生活部 建設部 産業経済部 教育部</td><td>（略） 東日本旅客鉄道（株）東北本部</td></tr></table> 第1から第13まで（略）	実施担当	関係機関	総務部 市民生活部 建設部 産業経済部 教育部	（略） 東日本旅客鉄道（株）東北本部	▶社名の修正
実施担当	関係機関										
総務部 市民生活部 建設部 産業経済部 教育部	（略） 東日本旅客鉄道（株）仙台支社										
実施担当	関係機関										
総務部 市民生活部 建設部 産業経済部 教育部	（略） 東日本旅客鉄道（株）東北本部										
	第26節 ライフライン施設等の応急復旧	第26節 ライフライン施設等の応急復旧									
応-155	<table><tr><td>実施担当</td><td>関係機関</td></tr><tr><td>総務部 上下水道部 産業経済部</td><td>（略） 東日本電信電話（株）宮城事業部 （略）</td></tr></table>	実施担当	関係機関	総務部 上下水道部 産業経済部	（略） 東日本電信電話（株）宮城事業部 （略）	<table><tr><td>実施担当</td><td>関係機関</td></tr><tr><td>総務部 上下水道部 産業経済部</td><td>（略） NTT東日本（株）宮城事業部 （略）</td></tr></table>	実施担当	関係機関	総務部 上下水道部 産業経済部	（略） NTT東日本（株）宮城事業部 （略）	▶社名変更による
実施担当	関係機関										
総務部 上下水道部 産業経済部	（略） 東日本電信電話（株）宮城事業部 （略）										
実施担当	関係機関										
総務部 上下水道部 産業経済部	（略） NTT東日本（株）宮城事業部 （略）										
応-157	第1（略） 第2 水道施設 1から3まで（略） 4 水道事業者等は、 被災により水道施設から給水を受けられない住民に対して、仮設給水栓による給水や給水車等による応急給水を行う。 （略） 5及び6（略）	第1（略） 第2 水道施設 1から3まで（略） 4 水道事業者等は、断水が発生した場合、速やかに断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、被災により水道施設から給水を受けられない住民に対して、仮設給水栓による給水や給水車等による応急給水を行う。 （略） 5及び6（略）	▶防災基本計画の修正								
応-158	第3 下水道施設 1 応急活動体制 管轄する下水道施設に、地震災害が発生した場合は、流域下水道等の構造等を勘案して、速やかに、流域下水道等の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握した時には、可搬式排水ポンプその他の資機材により流域下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。 第4から第6まで（略）	第3 上下水道施設 1 応急活動体制 管轄する上下水道施設に、地震災害が発生した場合は、上下水道の構造等を勘案して、速やかに、上下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握した時には、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。 第4から第6まで（略）	▶防災基本計画の修正								
	第27節から第29節まで（略）	第27節から第29節まで（略）									
	第30節 応急公用負担等の実施	第30節 応急公用負担等の実施									
応-171	第1から第4まで（略）	第1から第4まで（略）	▶表記の修正								

登米市地域防災計画　〔 地震災害対策編 〕　新旧対照表			
頁	現行（令和７年３月）	修正後	備考
	第５　公用令書の交付 １　　　　　（略） ２　公用令書には、次の事項を記載しなければならない。 （１）　　　　　（略） （２）当該処分根拠となった法律の規定。 <u>ア　従事命令にあっては、従事すべき業務、場所及び期間。</u> <u>イ　保管命令にあっては、保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間。</u> <u>ウ　施設等の管理、使用又は収用にあっては、管理、使用又は収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期間又は期日</u> ３及び４　　　（略） 第６から第８まで　　　（略）	第５　公用令書の交付 １　　　　　（略） ２　公用令書には、次の事項を記載しなければならない。 （１）　　　　　（略） （２）当該処分根拠となった法律の規定。 <u>（３）従事命令にあっては、従事すべき業務、場所及び期間、保管命令にあっては、保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間、施設等の管理、使用又は収用にあっては、管理、使用又は収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期間又は期日</u> ３及び４　　　（略） 第６から第８まで　　　（略）	
	第31節 （略）	第31節 （略）	
	第４章　災害復旧・復興対策	第４章　災害復旧・復興対策	
	第１節 （略）	第１節 （略）	
	第２節　生活再建支援	第２節　生活再建支援	
復-11	第１から第８まで　　　（略） 第９　罹災証明書の交付 １　交付の手続き 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、住家被害の調査や罹災証明書交付の担当部局をあらかじめ定める、他の自治体や_____民間団体との応援協定の締結や応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなどして、罹災証明書交付に必要な業務の実施体制の確保に努め、災害時速やかに被災者に罹災証明書を交付する。 <u>また、必要に応じて、効果的な罹災証明書の交付を行うため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。</u> （略） （１）から（５）まで　　　（略） ２　　　　　（略） 第10　被災者台帳 市は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努める。 <u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</u> （略） 第11から第13まで　　　（略）	第１から第８まで　　　（略） 第９　罹災証明書の交付 １　交付の手続き 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、住家被害の調査や罹災証明書交付の担当部局をあらかじめ定める、他の自治体や<u>不動産鑑定士や行政書士等の士業団体、その他の</u>民間団体との応援協定の締結や応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなどして、罹災証明書交付に必要な業務の実施体制の確保に努め、災害時速やかに被災者に罹災証明書を交付する。 _____ （略） （１）から（５）まで　　　（略） ２　　　　　（略） 第10　被災者台帳 市は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努める。 _____ （略） 第11から第13まで　　　（略）	▶防災基本計画の修正
	第３節から第４節まで （略）	第３節から第４節まで （略）	
	第５節　都市基盤の復興対策	第５節　都市基盤の復興対策	

登米市地域防災計画　〔 地震災害対策編 〕　新旧対照表			
頁	現行（令和７年３月）	修正後	備考
復-20	第１ （略） 第２ 防災まちづくり １ （略） ２ 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。 _____ _____ ３から７まで （略） 第３及び第４ （略）	第１ （略） 第２ 防災まちづくり １ （略） ２ 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。<u>また、地方公共団体は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めるものとする。</u> ３から７まで （略） 第３及び第４ （略）	▶防災基本計画の修正
	第６節から第８節まで （略）	第６節から第８節まで （略）	
	第５章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	第５章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	
	第１節から第６節まで （略）	第１節から第６節まで （略）	